

人間文化研究機構の機構長の任期に関する規程

平成16年10月21日
人間文化研究機構規程第80号
一部改正 平成25年3月12日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第26条において準用する法第15条第1項に規定する機構長の任期について定めることを目的とする。

(任期)

第2条 機構長の任期は、4年とし、再任の任期は、2年とする。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年10月21日から施行する。
- 2 この規程の施行日において、現に機構長である者の任期の始期は、任命の日からとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年3月12日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に機構長である者に対する改正後の第2条の規定の適用については、同条本文中「6年」とあるのは「8年」と読み替えるものとする。